市町における情報基盤のあり方検討事業　業務委託仕様書

１．概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「市町における情報基盤のあり方検討事業」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

２．本業務の目的等

現状、市町のネットワークなどの情報基盤は、国からの自治体情報セキュリティ対策（三層の対策）に係る要請への対応により情報セキュリティが抜本的に強化されたものの、ネットワークが分離されたことにより、効率性・利便性に影響が出ている。

本業務では、これからの市町の情報基盤のあり方について、新しいサービス・変化にフレキシブルに対応できることや、インターネットサービスが常に利用しやすい状態を理想的な状態（目指すべきと考えられる姿）としてとらえ、市町のDX推進の礎になる情報基盤の実現につなげていく事を目的とする。

そのため、まず情報基盤の理想的な状態や方向性を、各市町内関係者が共有して、対策を進めることが必要であることから、様々な観点（業務効率・セキュリティ対策、費用対効果等）から総合的に検討し、取り組みのベースとなる理解しやすい形のドキュメント等を整備する。

３．委託期間

契約締結の日から令和４年３月３１日（木）までとする。

４．委託場所

三重県津市地内　他

５．委託上限額

１０，８９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

６．本業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の項目について本県及び市町と連携し、業務を進める。事業者が主体的にスケジュール管理を行い、進めること。また、以下に示す方法に加え、効果的な方法があれば提案し、県の承認のもと進めることとする。

（１）理想状態の確認、共有

県と受託事業者が、市町の情報基盤がどういった状態が理想的な状態かということを、意識共有する。現在、県としては「新しいサービス・変化にフレキシブルに対応できることや、インターネットサービスが常に利用しやすい状態にある状態」を理想状態として目指すべきものとしてとらえている。受託事業者が、「目指すべきと考えられる姿」があれば、それを提案し県と共有すること。

（２）現行の情報基盤の調査

県が、市町に対して現行の情報基盤の調査を実施する。調査方法については、県が実施し、アンケートで調査・取りまとめを行うことを想定している。受託事業者は、本事業の実施に向け、アンケート調査項目を検討し、様式を作成すること。（※今後、市町で共同調達を行うこととなった場合、どのような機能やパーツが共同調達に向くかを調べる目的もあるため、項目なども考慮すること。）

（３）調査回答

市町が、県からのアンケート調査に対し、回答を行う。

（４）市町グループ分け、モデル市町選定

県が、市町からアンケート調査の結果を分析し、インターネット環境へのアクセシビリティ、ネットワークの分離等からグループ分けし、今後の調査モデルとなる市町を選定する。受託事業者はグループ分け、モデル市町選定の助言を行う。

（５）モデル市町決定

県が、市町と調整のうえモデルとなる市町を選定する。

選定にあたっては、（４）のグループ分けや市町の意向等に基づき、選定する予定である。およそ５団体程度を想定しているが、上記のグループ分けの結果等から、増減する可能性がある。

（６）理想状態と、現行の情報基盤の課題共有

県とモデル市町と受託事業者が、web 会議などでミーティング等を行い、理想的な状態と現行の情報基盤の課題を共有し、意見交換を行う。ここでは、（１）で考えた理想状態や、モデル市町が考える理想状態を共有する。また、その理想状態と現行の情報基盤のギャップを３者で洗い出す。受託事業者はテレワークやデジタルツール等利用の観点も踏まえて意見交換に参加すること。

（７）現行の情報基盤の課題分析、改善案、スケジュール案作成

受託事業者が、アンケート調査結果及び（６）のミーティングの結果等を踏まえ、モデル市町向け構成案（中間版）、見積資料（中間版）、スケジュール案を作成する。スケジュール案については、理想的な状態の実現に向けて、実施すべきことを実施しやすい順に記載する等、工夫すること。

（８）改善案、スケジュール案の共有

県と市町と受託事業者が、web 会議などでミーティング等を行い、（７）の改善

案、スケジュール案について共有、意見交換を行う。
また実施に向け、市町側での課題となることや、どのような根拠資料が必要か、ヒアリングを行う。モデル市町内の幹部職員や財政部門等（各関係者）への説明資料を想定している。

（９）対応課題に対する分析、資料作成
受託事業者が、（８）で必要となった資料について、分析のうえ資料作成を行う。モデル市町内の各関係者に提供することを想定し、根拠などを明確に示し、理解しやすいものとすること。資料が多数にわたる場合はサマリ資料も作成すること。

（１０）対応課題に対する資料共有
県とモデル市町と受託事業者がweb会議などでミーティング等を行い、（９）で作成した資料をモデル市町に提供し、意見交換を行う。

（１１）全体報告
県が、モデル市町以外も含めた全市町に、本事業の全体報告を行うため、モデル市町調査報告書、モデル市町向け構成案（最終版）、見積資料（最終版）資料を作成し、提出すること。

（１２）モデル市町以外の相談、アドバイス
県が、モデル市町以外から（１１）の全体報告の結果等から個別に相談を受けるため、これに対して助言を行うこと。
また、相談がない場合でも、プッシュ型でアドバイスを行うことも想定しているため、その助言を行うこと。またこれらの活動を踏まえた最終報告書を提出すること。

また、全体のスケジュールと役割分担は以下のとおり。

ステップ	項目	県	受託事業者	モデル市町	モデル市町以外	想定時期
(1)	理想状態の確認、共有	○	○	－	－	７月～８月
(2)	現行の基盤調査	○	△	－	－	
(3)	調査回答	－	－	○	○	
(4)	市町グループ分け、モデル市町選定	○	△	－	－	８月～１２月
(5)	モデル市町決定	○	－	○	－	
(6)	理想状態と、現状の基盤課題の共有	○	○	○	－	
(7)	現状の基盤課題分析、	△	○	△	－	

	改善案、スケジュール案作成					
(8)	改善案、スケジュール案の共有	○	○	○	−	
(9)	対応課題に対する分析、 資料作成	△	○	△	−	
(10)	対応課題に対する資料共有	○	○	○		
(11)	全体報告	○	△	参加	参加	１２月
(12)	モデル市町以外の相談、アドバイス	○	△	−	○	１月～３月

○：メインとして主務的に実施する
△：サブとして助言等を行う
参加：会議等に参加する

７．実施体制

（１）本業務の受託者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者（以下 責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
（２）本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。
（３）原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。
（４）プレゼンテーションにおいて、説明及び質疑に対応した者を当該プロジェクトに係る実質的な責任者とすること。
（５）本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。
（６）打ち合わせについては、必要に応じ Web 会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきことと Web 会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

８．実施計画書の提出

（１）本業務の受託者は、本業務の履行にあたって、予め実施体制、スケジュール等を記載したプロジェクト実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。
なお、スケジュールを作成する際は９に記載する成果物の期限を参照すること。
（２）プロジェクト実施計画書の提出期限は契約締結の日から１０日以内とする。

９．成果物

（１）納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
（２）ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語

等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。

（３）本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。

① プロジェクト実施計画書　契約日から１０日以内

② モデル市町向け構成案（中間版）、見積資料（中間版）　令和３年９月１７日

③ モデル市町調査報告書、モデル市町向け構成案（最終版）、見積資料（最終版）　令和３年１２月３日

④ 最終報告書　令和４年３月３１日

ただし、成果品の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

11. 受託上の留意点

（１）本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

（２）本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は県あるいは取組に参画する市町が用意する。

（３）受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

（４）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。

（５）情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報保護条例、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。

（６）暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

（７）不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等に

よる不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　担当課に報告すること。

エ　契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。

なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。